

次の業務について、企画提案に係る手続き開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成29年7月11日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

平成29年度ふじのくに茶の都ミュージアム開館PR促進業務委託

(2) 業務目的

静岡県では、博物館、商業館、茶室、庭園を有する茶の総合施設「島田市お茶の郷」を取得し、茶に関する産業、文化、学術、観光に関する情報の集積と発信機能を持った茶産業の振興を図る拠点施設「ふじのくに茶の都ミュージアム」へのリニューアル整備を行っている。平成30年3月の開館に向け、開館記念式典の運営や、ホームページ制作及び来館者案内パンフレット作成等の業務について、企画提案により本業務の委託先を選定する。

(3) 履行期限

平成30年3月31日（土）

(4) 契約限度額

15,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案書を提出するために必要な要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県の一般業務委託競争入札参加者名簿において、「広告代理」又は「イベント」の営業種目の入札参加資格を有するもの又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 静岡県外に所属を置く提案者にあつては、静岡県に支社、営業所等を有するか、本委託業務の実施に当たって迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。

(4) 静岡県の物品調達および一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成18年3月30日付集用第103号）に基づく入札参加停止を受けている者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴

力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 選定基準

提出された書類とプレゼンテーションの説明に基づき、総合的に審査して決定する。

ただし、企画提案者が多数となった場合、提出書類による書類審査を事務局にて行う。

4 手続等

(1) 担当部局

ふじのくに茶の都ミュージアム

〒428-0034 島田市金谷富士見町3053-2

電話番号 0547-46-5588 ファックス 0547-46-5007

(2) 企画提案選定要領等の配布

ア 配布期間

平成29年7月11日（火）から平成29年7月28日（金）の午後5時まで

イ 配布場所

静岡県公式ホームページの電子行政サービス（申請書ダウンロード）からダウンロードできる。

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/indexview?openview&count=100000>

※「経済産業部」－「ふじのくに茶の都ミュージアム」

(3) 提出書類等

ア 提出書類

「平成29年度ふじのくに茶の都ミュージアム開館PR促進業務委託に関する企画提案書作成要領」
のとおり

イ 提出期限

平成29年7月31日（月）午後5時必着

ウ 提出先

上記(1)に同じ（郵送又は持参）

(4) プレゼンテーション

次のとおり実施する。

ア 日時 平成29年8月3日（木）（時間は別途通知する。）

イ 場所 静岡県庁別館会議室（別途通知する。）

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

5 その他

- (1) 詳細は「平成29年度ふじのくに茶の都ミュージアム開館PR促進業務委託業者選定要領」による。
- (2) 契約手続等において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 照会窓口は、ふじのくに茶の都ミュージアム企画総務課（電話番号0547-46-5588）とする。